

(別添3)

## 「施設における定期的検査（東京都 集中的検査）」に関する Q&A

Q1 集中的検査は、必ず実施する必要がありますか。

A1 本検査への参加は任意であり、各施設で判断いただくこととなりますが、本検査が各施設における集団感染の防止を目的として実施するものであることから、是非積極的にご参加ください。

なお、送付する検査キットについては、貴施設の検査実施計画に基づき、申込をした施設等において、受検予定者の検査のためにご使用いただくようお願いします。

Q2 検査の対象者について教えてください。

A2 感染すると重症化リスクの高い方が利用する施設や、ワクチン接種対象外の方が集団生活を送る小学校等の施設における感染拡大、クラスター防止を目的としていることから、検査の対象は施設に勤務する職員の方を対象としています。

なお、集団感染防止の観点から、利用者に恒常的に接することがない事務職員や委託職員等、常勤、非常勤の雇用形態を問わず対象に含めていただくことも可能です。

Q3 検査は、抗原定性検査のみでしょうか？PCR 検査も選べるのでしょうか？

A3 本検査においては、簡便かつ迅速に検査結果が判明する抗原定性検査キットを使用します。

Q4 集中的検査の対象施設であるかどうかの確認はどのようにすればよいですか？

A4 本事業の対象となる施設に対して、東京都の各所管部署から、集中的検査の案内をお送りしています。集中的実施計画の対象施設に指定されているのに案内が届かない場合など、確認が必要な場合はコールセンターにお問合せください。

【コールセンター】

電話番号 0570-033-100 (9:00~18:00 土日祝含む)

2月7日(月) 9時より受付を開始します。それまでは、問合せをお控えいただきますようご協力お願いいたします。

Q5 検査はどの程度の頻度で実施すればよいのでしょうか？

A5 原則として週1回程度の検査の実施をお願いします。難しい場合には、少なくとも2週間に1回程度の検査を実施してください

Q6 検査管理者は設定しなければいけないのでしょうか？

A6 検査で使用する抗原定性検査キットは、体外診断用医薬品であり、その使用にあたっては国の「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」に基づき、検査実施管理者を設置し適正に実施していただくことが必要です。  
ご理解いただけますようお願いいたします。

Q7 検査実施管理者になるために、資格は必要ですか？

A7 検査実施管理者になるために、特定の資格は必要ありません。施設長や特定の職種である必要もありません。

検査実施管理者は、検体の採取、判定の方法、その他の注意事項に関して「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」と使用するキットに関する添付文書等の内容を理解し、「理解度確認テスト」を学習することが要件になります。

Q8 検査実施管理者を複数人設定することはできますか？

A8 設定人数に上限はありません。施設の実情に応じ、ご本人の同意を得たうえで設定してください。

Q9 職員以外の人に検査にキットを使用することはできますか？

A9 検査の対象は、施設に勤務する職員の方です。施設の利用者や職員の家族の方は対象となりません。

また、配付する検査キットを本事業の他の用途に使用しないでください。

Q10 検査キットの配送先を複数個所指定することは可能ですか？

A10 検査キットの配送先については、申込事業者につき1か所になります。

Q11 配送日の指定はできますか？

A11 配送日を指定することはできません。万が一、受け取れなかった場合には、配送業者がいったん持ち帰り、再度配送します。

Q12 申し込んでからどのくらいで検査キットが届きますか。

A12 お申込みいただいてから4～5日程度お時間をいただきます。申込が集中する場合は、日数を要することがあります。

Q13 検査キットに使用期限はありますか？

A13 各キットの種類により異なりますので、検査キット受領後、使用期限をご確認ください。

貴施設におきまして、検査対象人数、必要キット数を適正に管理し、必ず使用期間内に利用するようにしてください。

Q14 検査キットが余った場合は、返送する必要がありますか？

A14 あらかじめ検査を実施する職員の人数を確認のうえ、必要な数をお申込みください。検査対象人数に変更が生じたなど検査キットに余剰が生じた場合、ご返送いただく必要はありませんが、キットの残存数を適正に管理し、次回検査キットを申込む際には、次回に必要となる検査キット数から、残存数を差し引いた数を申し込むようにしてください。

Q15 検体はどのように採取しますか。

A15 検査を受ける方が自ら鼻腔で綿棒等を用いて採取します。詳しくは配送される検査キットに添付される説明書をご覧ください。

Q16 職員の休暇等により施設で設定した検査実施日に受検できなかった場合、1週間、間隔をあけて翌週に受検することは可能でしょうか？

A16 週1回程度の検査実施が望ましいですが、都合により翌週に受検することは可能です。

Q17 検査結果が陽性だった場合、被験者は新型コロナウイルス感染症の感染者ということになりますか？

A17 各施設で実施していただく抗原定性検査の結果それ自体は確定診断にはなりません。結果が「陽性疑い」の場合は、診療・検査医療機関を受診するよう周知してください。また、「陰性」の場合においても、その検査結果が感染している可能性を否定するものではないことから、引き続きマスク着用や手指消毒等、感染予防策を徹底するよう貴施設職員への周知をお願いします。

Q18 陰性証明書は出ますか？

A18 各施設で実施していただく検査は医師の診断を伴うものではないことから、陰性証明にはなりません。

Q19 受検者が陽性疑いとなった場合に備えてあらかじめ把握しておくとはどういうことでしょうか？

A19 施設で実施する検査で陽性疑い者が発生した場合にそなえて、感染拡大を早期に防止するためにも、あらかじめ、新型コロナウイルス感染症の診療や診断等について、対応可能な医療機関を把握し、対象者に受診を促すなど対応を決めておいていただきたいという趣旨です。  
この場合、個別に医療機関と契約等を取り交わしている必要はありません。

Q20 申込をした後に、検査をやめることは可能ですか？

A20 施設等における感染拡大、クラスター防止を目的として実施する検査であり、感染予防の観点からもなるべく定期的な検査を継続するようお願いいたします。検査結果のご報告がない場合や、配付済の検査キットの利用実績が少ない場合には、お問い合わせさせていただく場合がございます。  
ご都合により継続できなくなった場合には、「東京都集中的検査（拡充分）事務局」までご連絡いただけますようお願いいたします。

Q21 職員の検査参加にかかる費用について請求できますか？

A21 検査の実施に必要なキットを申込みに応じて配付いたしますが、施設における検査実施に伴い発生する経費（職員の旅費等）や「陽性疑い」となった場合の医療機関受診費用については、ご本人の負担となります。